

富山地方最低賃金審議会

第2回 富山県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年 7月29日(金) 午前9時00分～午前10時50分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1. 金額審議		
議事要旨・議事録	<p>1. 前回に引き続き、労使の基本的主張がなされた。</p> <p>(1)労働者側の主張</p> <p>① 中賃の目安に関する公益委員見解において、「現行水準を維持することが妥当」と示されたが、併せて「地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」と示されており、地方において実情を踏まえて審議を行うようにとの意味と受け止めている。</p> <p>② 近年最低賃金制度は社会的に注目されており、ここ数年続いている最低賃金の改定の流れをここで止めるべきではない。</p> <p>③ エssenシャルワーカーと呼ばれる労働者、とりわけ最低賃金額近傍で働く労働者層へのメッセージ発信の意味も込めて、有額結審にこだわっていきたい。</p> <p>④ 富山県の最低賃金は全国平均と比べて低い水準である。外国人労働者を始めとして労働者は賃金水準が高額な地域に移動する傾向がある。使用者側として、コロナ禍後の人材確保の必要性もあるはずであり、最低賃金額の改定は必要なはずである。</p> <p>(2)使用者側の主張</p> <p>① 中賃の目安に関する公益委員見解において、「地域の経済・雇用の実態を見極め」適切な審議を行うよう示されていることをどう受け止めるかだが、各種経済指標において富山県の経済状況はコロナ禍により著しく低調であることは明らかである。また、中央会が会員企業に対し行った調査では、今年賃金引上げを行った会員企業は約40%であるが、その大多数が手当額改定もしくは定期昇給であり、ベースアップを実施した企業はほとんどない。また、50%を超える会員企業が今年は労働者を採用しないとしている。よって、今年度は「現行水準を維持」し、最低賃金は改定せず凍結が妥当である。</p> <p>② 各企業が実情に応じ賃金引上げの労使交渉を行うことは自由であるが、コロナ禍における経済状況をふまえ、最低賃金改定の議論を行うべきではない。</p> <p>③ リーマンショック時は、今年度と同様、中賃において目安が示されず富山県最低賃金は2円引き上げられたが、リーマンショック時は翌年度経済状況が回復した。しかし、今回のコロナ禍は第2波のおそれもあり来年度経済状況が回復するとはいえず、リーマンショック時と同じようにとらえるべきではない。</p> <p>2. 公益委員を中心に労使の意見の調整に努めたが、結論が得られなかったことから、令和2年8月3日に第3回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。</p>		